

## 【出店に関する注意事項】

<p><b>1. 出店資格</b></p> <p>① <b>原則、事業所所在地が国頭村内にあり、下記の本フェア期間すべてに出店可能な事業者及び団体（以下、事業者等）のみの出店とします。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設営日：10月5日（木）10:00-17:00</li> <li>・ 出店日：10月6・7・8日（金・土・日）</li> <li>・ 撤去日：最終日 10月8日（日）19:00まで</li> </ul> <p>※出店説明会：8月下旬予定</p>	<p><b>6. 物品及び設備関係</b></p> <p>① 主催者側にて、各ブースのテーブル・イスを用意します。</p> <p>② 簡易レジ・冷蔵ショーケースなど設備については、出店事業者にて準備してください。</p> <p>③ 必要機材の持ち込みについて原則可能ですが、種類によっては調整が必要となります。</p>
<p><b>2. 出店申込み</b></p> <p>① 出店申込書に必要事項を記入し、本フェア実行員会事務局（国頭村役場 商工観光課）まで提出して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>出店申込期限：8/10（木）</u></li> <li>・ <u>提出方法：窓口及び郵送</u></li> </ul> <p>② 複数の事業者で合同として出店申込みすることも可能です。</p> <p>③ イベントスペースの都合上、出店事業者数に限りがあるため、出店申込みが多数の場合は、本フェア実行委員会にて協議を行い、出店事業者を決定します。</p>	<p><b>7. 出店料及び販売手数料</b></p> <p>① 出店料及び販売手数料は、徴収いたしません。</p>
<p><b>3. 販売関係</b></p> <p>① <u>飲食出店は、那覇市保健所での「臨時営業許可」を取得してください。</u></p> <p>※取得に要する期間は、那覇市保健所の講習（毎週金曜日）を含めて約2週間必要となります。</p> <p>② 飲食物を販売する場合は、食品衛生法及び関係法令等を遵守し、食中毒の発生には細心の注意を払うこととします。</p> <p>③ PL保険（生産物賠償責任保険）に加入してください。</p>	<p><b>8. 環境美化（ゴミ処理）</b></p> <p>① ゴミは指定場所へ集積した後、琉球新報ビル側で処理します。</p> <p><u>※ただし、生ごみ・汁物・油などの処理については別途相談となります。</u></p>
<p><b>4. 電気工事</b></p> <p>① 各ブースへの配線工事（一次側・コンセント位置まで）は、主催者で行います。配線工事（二次側）につきましては、出店者側で行ってください。（延長コードを各自ご持参下さい）</p>	<p><b>9. 免責事項</b></p> <p>① 本フェア期間中の警備には、万全を期す予定ですが、万一盗難等にあった場合は、主催者では責任を負いかねますので、自己責任において管理・保管して下さい。</p>
<p><b>5. 出店位置の決定</b></p> <p>① 各事業所の出店位置については、出店事業者説明会時に説明・確認を行います。</p> <p>② 第三者等への出店テナントの転貸を禁止します。</p>	<p><b>10. 備考</b></p> <p>① 販売に関しては、原材料・通常価格等を考慮し、消費者が購入しやすい価格設定をお願いします。</p> <p>② 飲食関係における衛生管理・保険等については、各出店事業者の責任において対応することとします。</p> <p>③ 出店等に関するお問合せは、本フェア実行員会事務局（国頭村役場 商工観光課）までお願いします</p> <p>TEL：0980-41-2622 Email：tchmiyagi@vill.kunigami.lg.jp</p>

# 飲食店営業（臨時営業）の許可申請について

那覇市では、「お祭り」や「イベント」等の臨時的な出店に限ってテント等の簡易な設備で食品を提供する【臨時営業】を認めています。

提供できる食品や必要な手続きについての詳細は担当窓口までご確認ください。

## 営業形態

- ・組立式パネル、テント、屋台その他の容易に撤去することができる施設を設置して行う臨時の営業
- ・期間を定めて実施される催事への出店又は催事に隣接して出店するもの
- ・営業を行う日ごとに、簡易施設の設置及び撤去をするもの

## 提供できる食品例

許可条件		給水量		
		40L	80L	200L
調理方法が容易で、販売直前に十分に加熱された食品	煮物類・・・おでん、煮込み、牛汁 等 焼き物類・・・焼き鳥、焼き魚 等 粉物類・・・お好み焼き、たこ焼き 等 めん類・・・焼きそば、沖縄そば、 即席カップめん 等 揚げ物類・・・天ぷら、フライドチキン、 フライポテト 等 ドック類・・・アメリカンドッグ 等 菓子類・・・たい焼き、今川焼、 ポーポー、焼き団子、 サターアンダギー 等	×	○	○
常温で保存することが可能で、そのままの状態 で飲食することができるものを開封して盛り付けた食品	市販のスナック菓子、パン、缶詰食品、 清涼飲料水等	○	○	○
かき氷、アイスクリーム類(小分けして販売するものに 限る。)又は殺菌液状ミックスを原料として製造されたソフトクリーム	削氷、アイスクリーム類の小分け、 シャーベット、殺菌液状ミックスを原料として製造したソフトクリーム	○	○	○
コーヒー又は茶類	簡易施設において抽出したホットに限る (市販の氷の使用は可)	○	○	○
使い捨て食器の使用に限る		○	○	※

※食器：使い捨て食器を使用することを原則とし、それ以外の食器を使用するときは、1日あたり200L以上の給水量を備えること。

## 許可申請に必要な書類等

- 食品営業許可申請書
- 営業施設の平面図
- 申請手数料（現金 16,000円）
- 食品衛生責任者の資格を証明する書類（任意）
- 登記事項証明書（任意）  
[法人で申請する場合]

## 食品衛生責任者について

施設ごとに食品取扱者のうちから「食品衛生責任者」を選任しなければなりません。

- ◆ **食品衛生責任者になれるのは・・・**  
調理師、製菓衛生師、栄養士の資格をお持ちの方、  
医学・畜産学・農芸化学等の所定の過程を修めて大学を卒業した方は食品衛生責任者になることができます。

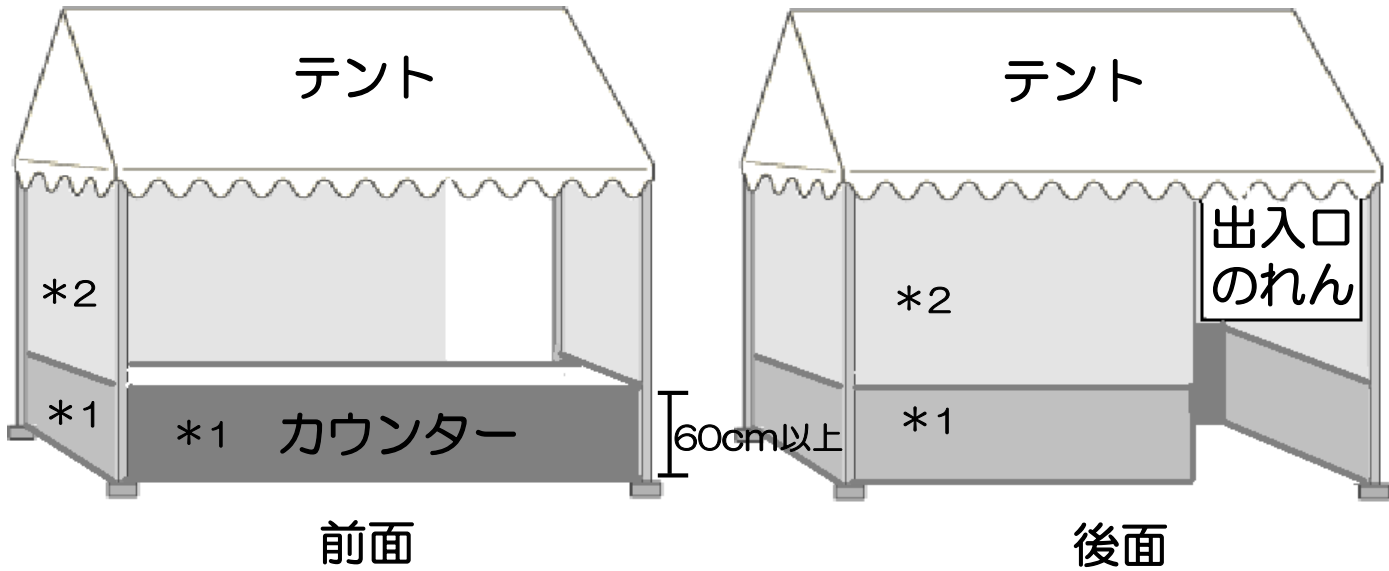
資格を保有していない方は、  
食品衛生責任者養成講習会（有料）を受講しましょう  
お問合せ：（一社）沖縄県食品衛生協会 那覇支部  
電話 098-853-9254

那覇市保健所 生活衛生課

電話：098-853-7963

受付：平日（9：00～11：30／13：00～17：00）

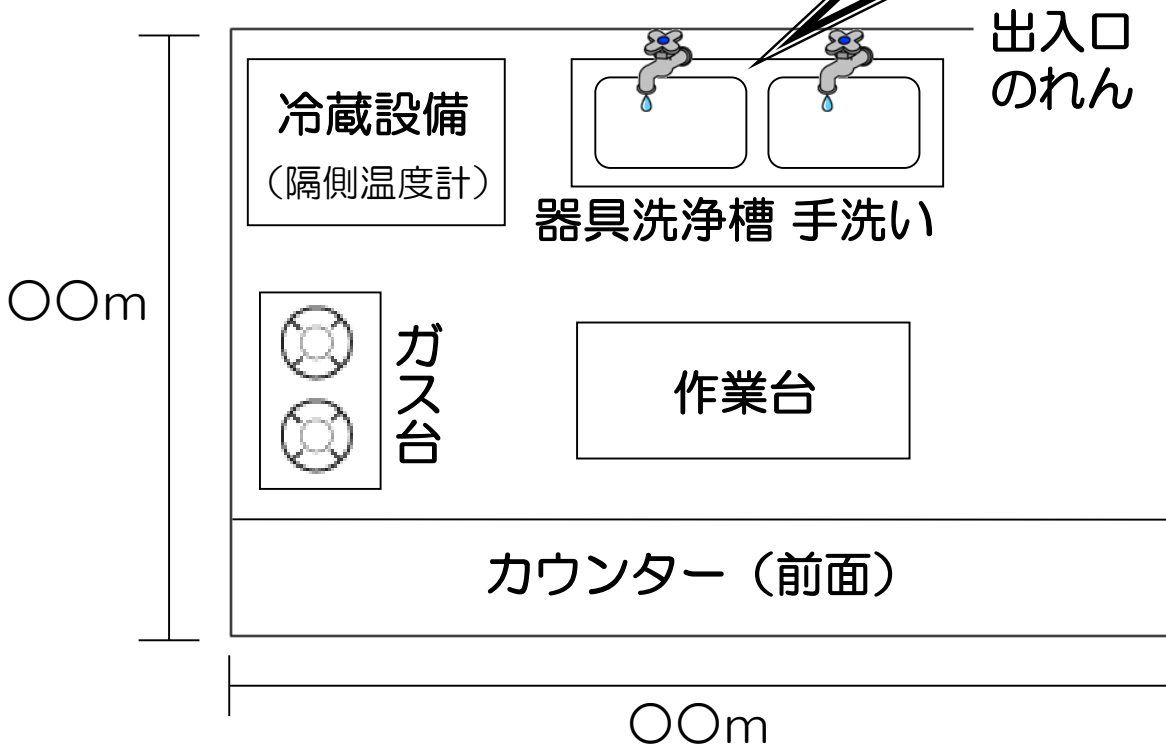
# 営業施設の設備例



## ◆ 両側面および前後面を囲うこと!!

- \*1 床から60cmまで → パネル, 厚板等の硬質の材料。  
(4面) (ベニヤ等)
- \*2 床から60cm以上 → パネル, 厚板等の硬質の材料。  
(3面) 直径5mm以下のスクリーン又は  
よしず, シートでも可。

## ◆ 床面は硬材等により覆うこと!!



- 申請書類は黒のボールペンで書いてください (鉛筆、シャープペンシル、消えるボールペンは不可)
- 手書きで平面図を作成する場合、定規を使って正確に書いてください

# 飲食店営業（自動車営業）の許可申請について

自動車に設備を設けて食品関係の営業を行う場合は、食品衛生法等に定められた業種については営業許可または営業届が必要です。  
提供できる食品や必要な手続きについての詳細は担当窓口までご確認ください。

## 提供できる食品例

営業の種類	給水量	実施可能な営業内容	食品例
簡易な営業	40L以上	既製品（そのまま喫食可能な食品）の提供	・既製品を開封、盛り付け等して提供する
		下処理済みの食材の簡易な調理（焼く、揚げる等1工程のみ）	・既製品のポテトフライを油で揚げ提供する ・削氷、アイスクリームの小分け ・殺菌液状ミックスを使用したソフトクリーム ・既製品の飲み物をコップに注いで提供 ・インスタントコーヒーをドリップして提供
比較的大量の水を要しない営業	80L以上	下処理済みの食材の2工程までの簡易な調理	・既製品のカットフルーツ等を小分けにしたアイスクリームにトッピングする ・既製品のピザ生地にカット済みの食材をのせ、焼いたピザ ・ソーセージを茹でパンにサンドしたホットドッグ ・コーヒー豆をひき、ドリップする
比較的大量の水を要する営業	200L以上	大量の水を要する複数の工程からなる調理	固定店舗と同等の調理を行うもの ・食材の下処理（洗浄、カット、成型、調整等）を行うもの ・加熱後冷却する等、複数の工程からなる調理を行うもの

## 許可申請に必要な書類等

- 食品営業許可申請書
- 車内平面図
- 申請手数料（現金 16,000円）
- 食品衛生責任者の資格を証明する書類（任意）
- 自動車検査証（任意）
- 登記事項証明書（任意）  
[法人で申請する場合]

## 担当窓口（書類の提出先）

主たる営業地を所管する保健所

なお、営業許可は沖縄県全域で有効です

## 食品衛生責任者について

施設ごとに食品取扱者のうちから「食品衛生責任者」を選任しなければなりません。

- ◆ **食品衛生責任者になれるのは・・・**  
調理師、製菓衛生師、栄養士の資格をお持ちの方、  
医学・畜産学・農芸化学等の所定の過程を修めて大学を卒業した方は食品衛生責任者になることができます。

資格を保有していない方は、  
食品衛生責任者養成講習会（有料）を受講しましょう

お問合せ：（一社）沖縄県食品衛生協会 那覇支部

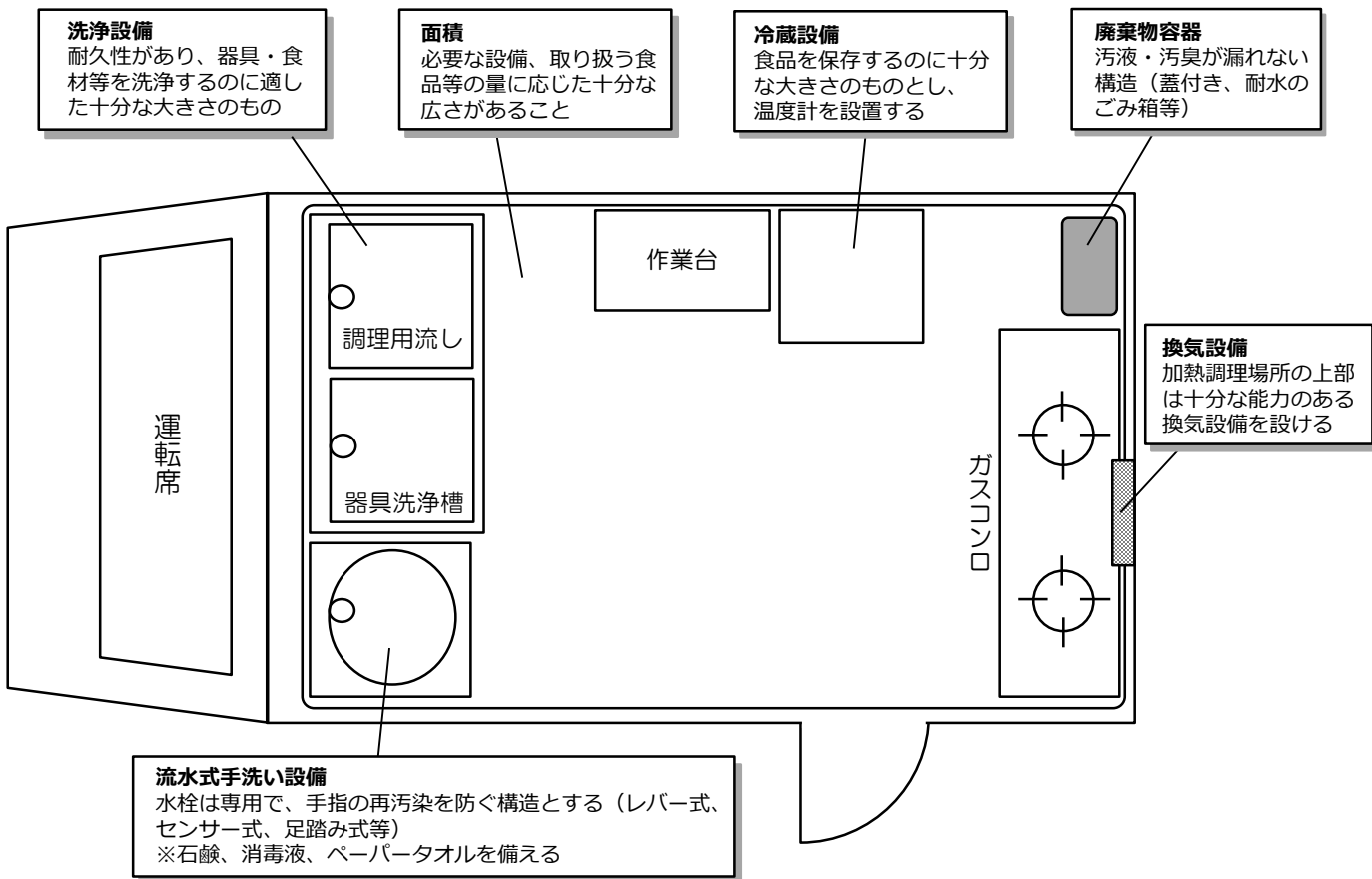
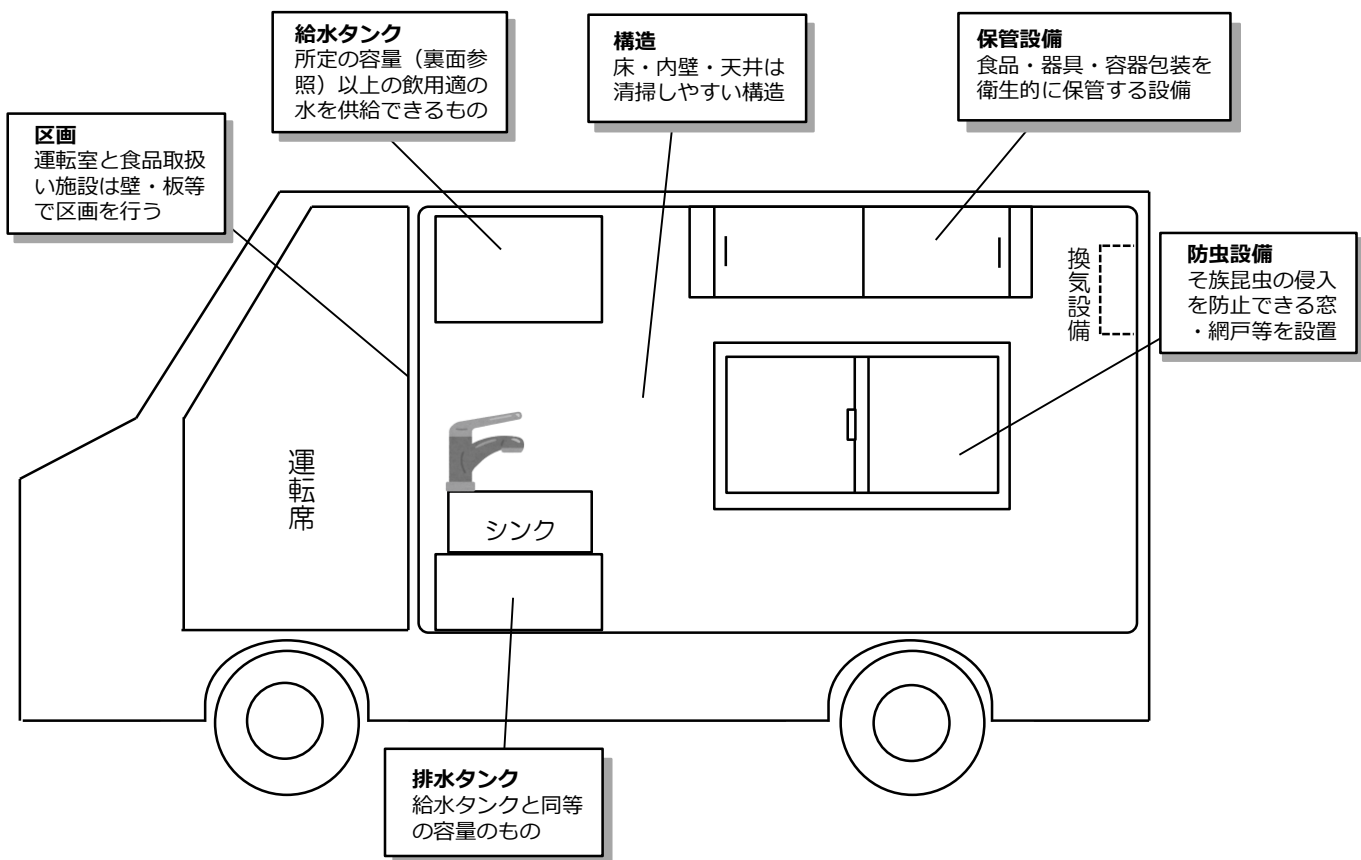
電話 098-853-9254

那覇市保健所 生活衛生課

電話：098-853-7963

受付：平日（9：00～11：30／13：00～17：00）

# 営業車の設備例



- 申請書類は黒のボールペンで書いてください（鉛筆、シャープペンシル、消えるボールペンは不可）
- 手書きで平面図を作成する場合、定規を使って正確に書いてください

# 『国頭村 観光・物産・芸能フェア』

## 【企画書】

○主 催：国頭村 観光・物産・芸能フェア実行委員会

○ね ら い：やんばる 国頭村の観光資源や特産品、地域で受け継がれている伝統芸能等を広く PR し販売促進に繋げることにより、観光振興及び産業振興の機会とし、今後の地域活性化を図る。

○内 容：地域の観光・物販事業者が主体となった観光PR、物産販売及び伝統芸能の披露

○対 象：地域の観光・物販事業者、伝統芸能関係団体等  
※姉妹都市：鹿児島県与論町

○日 時：令和5年10月6日（金）・7日（土）・8日（日）※3日間

※10月5日（木）事前準備

○会 場：琉球新報ビル（那覇市泉崎 1-10-3）

- ・ 1階：物販PRエリア（地域事業者による特産品販売等）
- ・ 2階：観光PRエリア（地域事業者による観光商品PR、商談等）
- ・ 3階：芸能PRエリア（※10/7（土）のみ：伝統芸能公演）
  - 豊年祭実施区からの代表演舞
  - 公演終了後に、北斗会との懇親会
- ・ 9階（屋上庭園）：キャンピングPRエリア（自然体験施設等のPR）

○来場見込：5,000人

（1日目（10/6）：1,000人、2日目（10/7）：2,000人、3日目（10/8）：2,000人）

○広報関係：Web告知（HP、SNS）、TVCM、新聞広告、チラシ、ラジオ公開生放送等

○事務局：国頭村 観光・物産・芸能フェア実行委員会（国頭村役場 商工観光課内）

TEL：0980-41-2622

FAX：0980-41-5910

E m a i l：syoukoukankousection@vill.kunigami.okinawa.jp



『国頭村 観光・物産・芸能フェア』

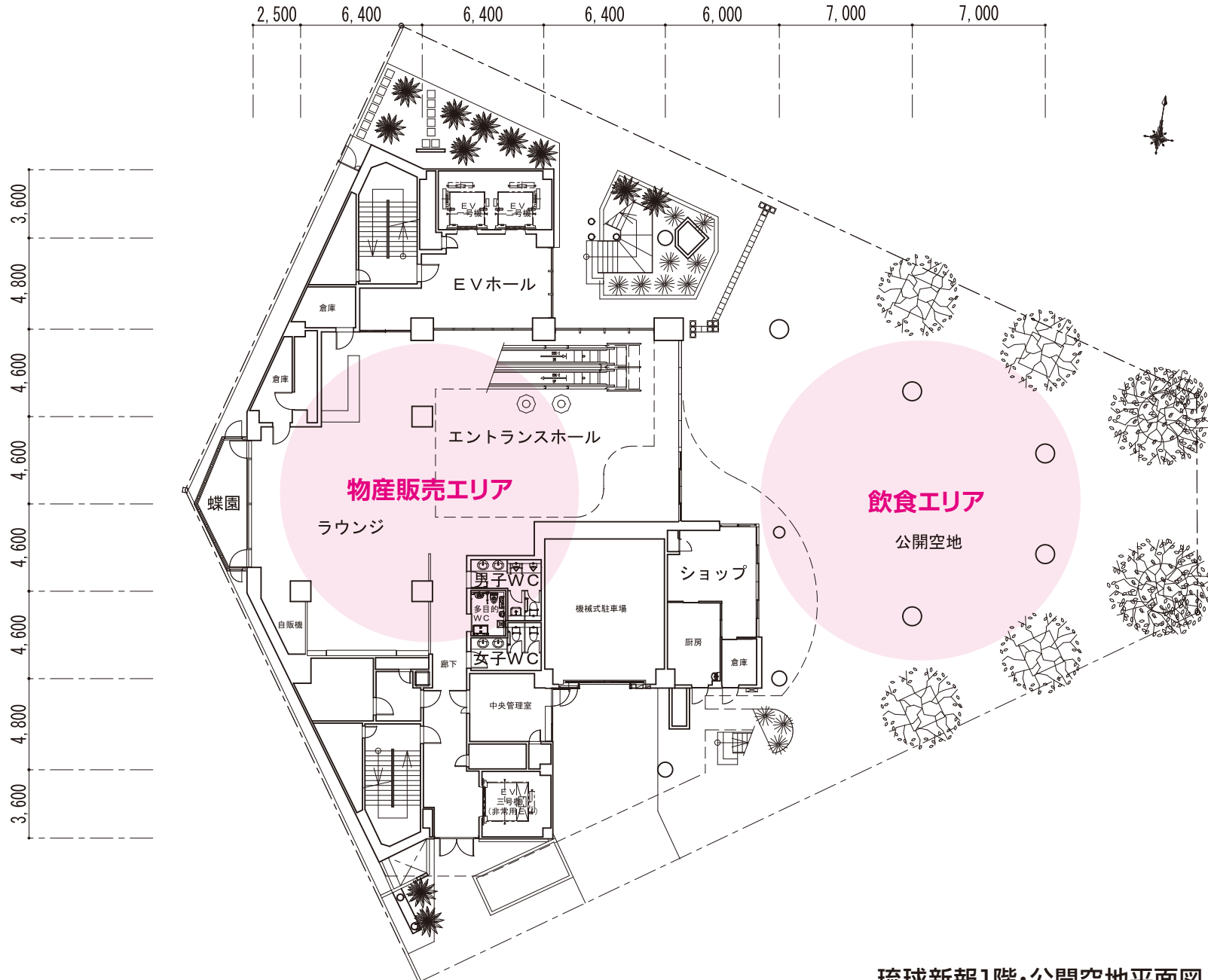
○会 場：琉球新報ビル（那覇市泉崎 1-10-3）



(外 観)



(アクセス)

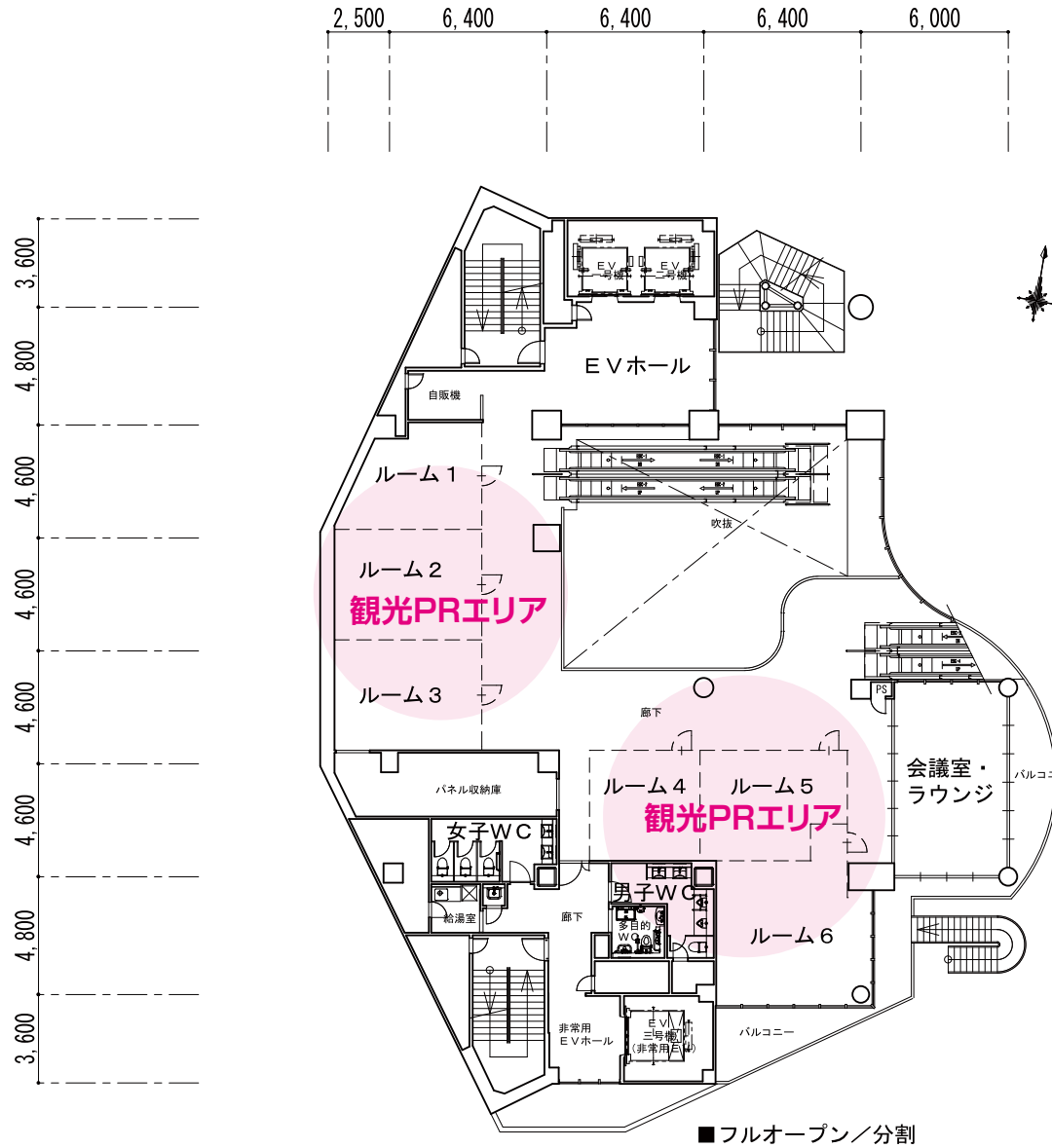


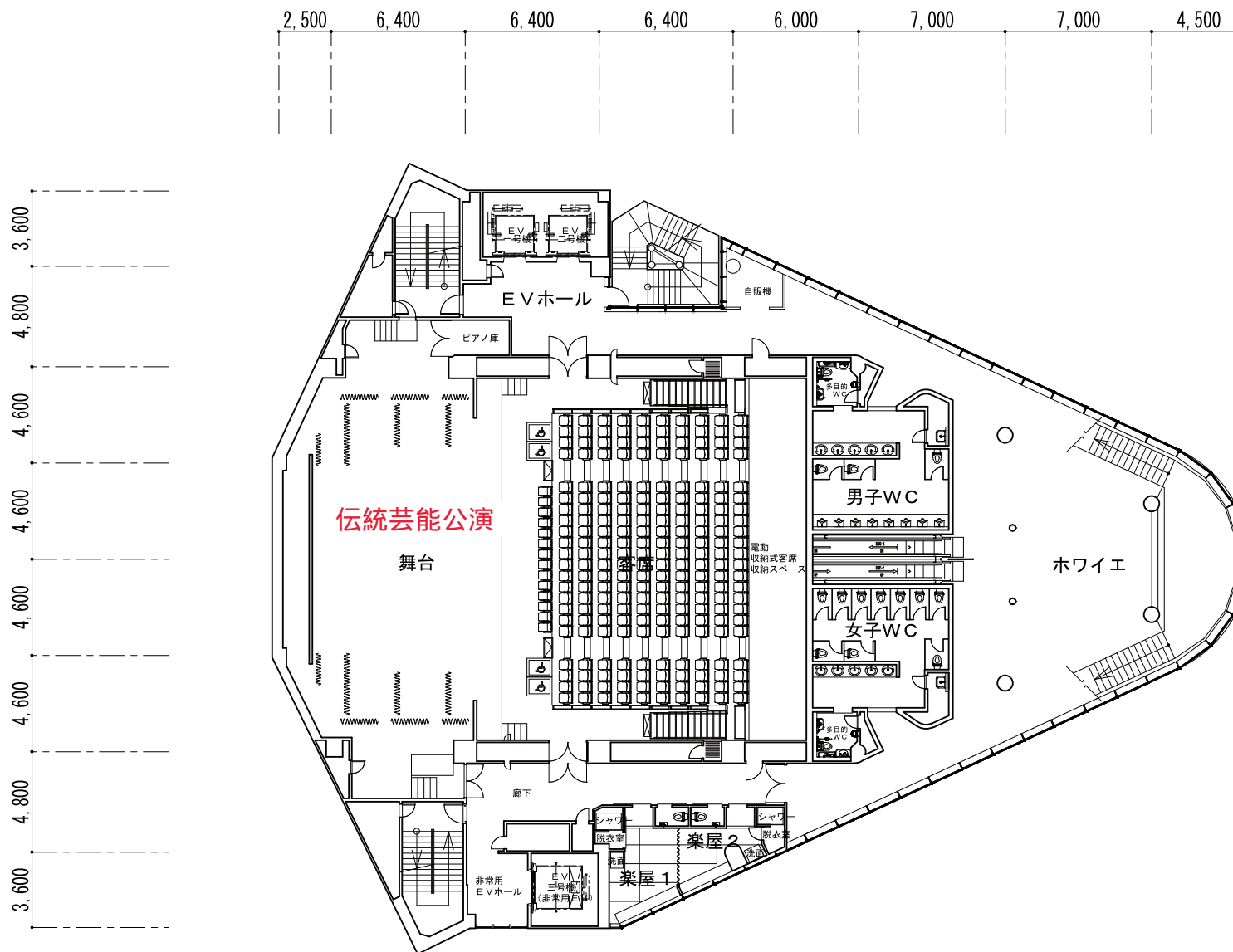


# 会場レイアウト 2階

10月6日(金)~10月8日(日)

2023.4/28\_01



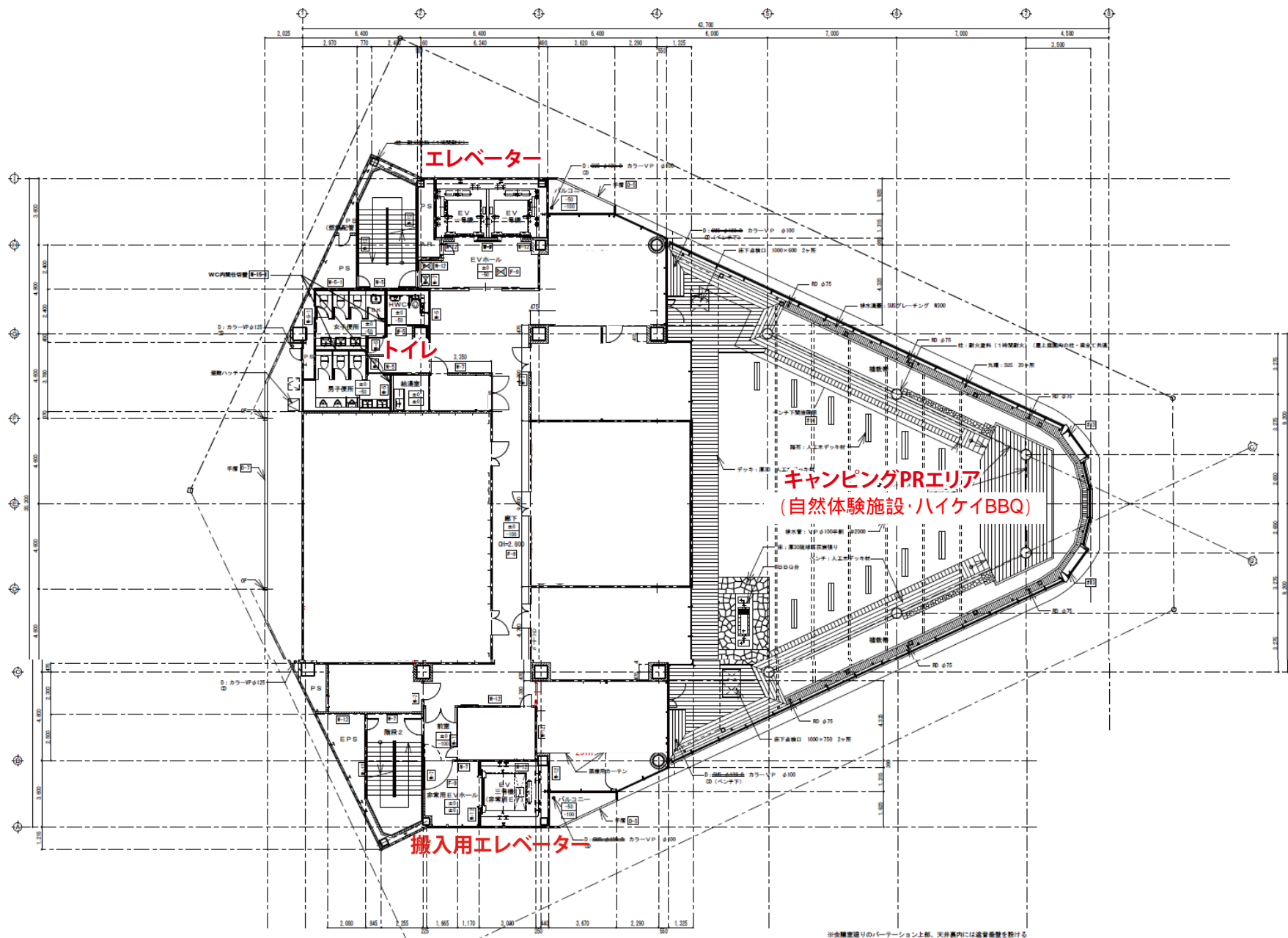


琉球新報ホール 3階平面図 (縮尺1/300:A4)

# 会場レイアウト 9階(屋上庭園)

10月6日(金)~10月8日(日)

2023.5/2\_02



琉球新報9階平面図